

平成22年1月22日

各 位

岐阜商工信用組合  
理事長 中居和男

### 不祥事件の発生についてお詫びとご報告

この度、誠に遺憾ながら当組合元職員が在職中にお客さまの現金を着服・流用する不祥事件が発生しました。

日頃から当組合を信頼しお取引をいただいておりますお客さまをはじめ、関係する全ての皆さまに多大なるご迷惑をおかけすることになり、心から深くお詫び申し上げますとともに、社会的・公共性が高く、信用を第一とする金融機関にあって、このような不祥事件が発生させましたことを深く反省いたしております。

当組合は、平成20年4月11日東海財務局から業務改善命令を受け内部管理態勢の厳格化と不祥事件の再発防止に向け業務改善計画を策定し、役職員一丸となって取り組んでいる最中の不祥事件発生となり誠に慙愧に耐えられません。かかる事態を招いたことを厳粛に受け止め、今後の再発防止に向けて、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、役職員一体となり皆さまからの信用回復に全力を挙げ鋭意取り組んでまいる所存であります。

### 記

#### 1. 事件の概要

お客さまから申出を受け内部調査したところ、平成21年12月17日、業務部業務課勤務の職員(33歳・男性、以下「事故者」という。)が、過去勤務していた支店のお客さまから集金した現金や解約した預金の支払い現金を着服していたことが発覚いたしました。

事故者は、平成18年12月からキャッシング返済や遊興費のために、お客さまから預かった定期積金掛金の着服を始め、その後、定期預金・定期積金の解約現金や定期預金への預け入れ名目で現金を着服していたことが判明しました。なお、本事件により被害に遭われたお客さまは、鷺山支店・本店営業部・西野町支店・六条支店の4店舗70名で、合計被害金額は1,054万円となりました。

#### 2. 被害を受けられたお客さまへの対応

ご迷惑をおかけしましたお客さまに対しましては、深くお詫びを申し上げますとともに、着服・流用した金額につきましては、発覚時に実損となっていた152万円を含め、すでに事故者と家族によりお客さまに全額弁済がされております。

#### 3. 関係当局への報告

監督官庁であります東海財務局に法令にもとづく届出を行っております。また、事件の重大性に鑑み、弁護士と相談し警察への告訴を予定しております。

#### 4. 事故者・関係者の処分ならびに役員の責任の明確化

事故者につきましては、平成22年1月12日付で懲戒解雇しております。また、関係職員につきましては、後日、厳正な処分を行ってまいります。

なお、当組合役員につきましても、後日、今回の事件についての責任を明確にしたいと考えております。

#### 5. 再発防止策

当組合では、法令等遵守態勢につきまして、これまでも最重要課題と認識し業務改善計画に基づき種々の対応策を実施してまいりましたが、かかる事態を防止できなかったことについては、内部管理態勢のより厳格化が必要であると深く反省しております。

今回の事態を厳粛に受け止め、今後の再発防止に向けて、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、役職員一体となり皆さまからの信用回復に向けて全力を挙げ鋭意取り組んでまいります。

以 上

#### 【本件に関する問い合わせ先】

岐阜商工信用組合 お客様相談室

電話：0120-334-122

受付時間：午前9時から午後5時まで

(土曜日・日曜日・祝祭日除く)